

インドネシア：金融コングロマリット規制(持株会社の設置義務)

アジアニュースレター

2025 年 5 月 15 日号

執筆者:

吉本 祐介

y.yoshimoto@nishimura.com

Raditya Pratamandika Putra

rpratamandika@wplaws.com

我妻 由香莉

y.wagatsuma@nishimura.com

Femalia Indrainy Kusumowidagdo

fkusumowidagdo@wplaws.com

インドネシア金融サービス庁(*Otoritas Jasa Keuangan*、以下「OJK」といいます。)は、金融コングロマリットおよび金融コングロマリット持株会社(*Perusahaan Induk Konglomerasi Keuangan(PIKK)*、以下「持株会社」といいます。)に関する OJK 規則 2024 年第 30 号(以下「新規則」といいます。)を制定しました。

新規則は、従来の OJK 規則 No.45/POJK.03/2020 に代わるものとして制定され、以下のとおり、金融コングロマリットに対するコンプライアンス要件を厳格化するとともに、新たに規制対象となる金融機関の範囲を拡大しています。

1. 金融コングロマリットの範囲の拡大

新規則の下では、金融コングロマリットの範囲には、従前より含まれていた銀行、マルチファイナンス会社、保険会社、証券会社に加えて、年金基金、ベンチャー・キャピタル、P2P レンディング会社などのあらゆる金融機関（以下「金融機関」といいます。）が含まれるようになりました。金融コングロマリットに対しては、以下のとおり、一定の基準を満たす場合に、持株会社を設置する義務が課されます。

2. 持株会社(PIKK)の設置義務

新規則は、金融コングロマリットが以下の基準のうち 1 つでも満たす場合、当該金融コングロマリット内の金融機関の支配株主または最終株主が持株会社を設置することを義務付けています。

- (a) 同一金融コングロマリット内のインドネシアの金融機関の連結総資産が 100 兆インドネシアルピア以上で、異なる金融セクターに属する 2 つ以上の金融機関で構成されていること。
- (b) 同一金融コングロマリット内のインドネシアの金融機関の連結総資産が 20 兆から 100 兆インドネシアルピア未満で、異なる金融セクターに属する 3 つ以上の金融機関で構成されていること。

上記基準に関する財務評価は、監査済みか否かを問わず、2024 年 6 月末時点の財務諸表に基づいて行う必要があります。

上記基準を満たす金融コングロマリットは、2025 年 6 月 23 日までに持株会社設置の申請をする必要があります。OJK は、上記基準を満たしていない場合でも、金融機関の事業活動が金融セクターに重大な影響を与

える場合には、当該金融機関を持株会社設置義務のある金融コングロマリットとして指定する権限を有しています。したがって、OJK は、多様な商品を取り扱ったり、大量の取引を行ったり、または公的な影響力を持つ金融機関に対しては、より詳細な調査を行う可能性があります。

3. 持株会社の種類

新規則は、以下の 2 種類の持株会社を規定しています。

- (a) 事業持株会社：持株会社および金融サービスを行う金融機関としての機能を有するもの。
- (b) 非事業持株会社：持株会社としてのみの機能を有するもの。

なお、持株会社の取締役は、ガバナンス基準の遵守を確実にするため、フィット・アンド・プロパーテストを受験する必要があります。

4. 持株会社設置義務の適用除外および相互保有の禁止

地域銀行(一般的な銀行およびシャリア銀行を含みます。)、外資系銀行の支店、国有または地方政府所有の金融機関など、持株会社の設置が免除されているものもあります。

また、利害の衝突を防止し、金融コングロマリット内の透明性を強化するための措置として、同一の金融コングロマリット内の金融機関が持株会社の株式を保有したり、金融コングロマリットの他のメンバーの株式を相互に保有することを厳しく禁じています。例えば、銀行 A および保険会社 B の株式を持株会社 X が保有している場合には、(i)銀行 A および保険会社 B はそれぞれ、持株会社 X の株式を保有することはできず、(ii)銀行 A および保険会社 B は、相互に株式を保有し合うことはできませんが、例えば、銀行 A が保険会社 B の株式を保有する(保険会社 B は銀行 A の株式を保有しない。)ことは可能です。

5. 金融機関に今後望まれる対応

金融機関は、上記のとおり規制が厳格化していることを踏まえ、以下の対応を取ることが望まれます。

- (a) 新規則の規制が自社および自社グループに適用されるかどうかを判断するために、自社の組織構造および資産の内部評価を実施する。
- (b) 新規則の規制に該当する場合には、持株会社の設置および持株会社設置に関する OJK の承認の準備を開始する(必要に応じて自社グループの組織再編を実施するなど)。



本ニュースレターは、インドネシアの独立の事務所であり、西村あさひ法律事務所・外国法共同事業と提携関係にある Walalangi & Partners と共同で作成しています。

当事務所では、クライアントの皆様のビジネスニーズに即応すべく、弁護士等が各分野で時宜にかなったトピックを解説したニュースレターを執筆し、随時発行しております。N&A ニュースレター購読をご希望の方は [N&A ニュースレター 配信申込・変更フォーム](#) よりお手続きをお願いいたします。

また、バックナンバーは[こちら](#)に掲載しておりますので、あわせてご覧ください。

本ニュースレターはリーガルアドバイスを目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法または現地法弁護士の適切なアドバイスを求めているいただく必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

西村あさひ 広報課 newsletter@nishimura.com